

## 阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

別表法第 6 条第 2 項第 2 号委員の部公共交通事業者の款中「協同組合水原地区配車センター」を「協同組合阿賀野地区配車センター」に改め、同款水原タクシー株式会社の項を削り、同款中「安田タクシー株式会社」を「あがのタクシー株式会社」に改め、同表法第 6 条第 2 項第 3 号委員の部その他必要と認める者の款阿賀町の項中「総務課長」を「まちづくり観光課長」に改める。

### 附 則

この規約は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

(新)

別表（第6条関係）

区分		関係する所属・団体等	構成員
法第6条第2項第1号委員	計画作成市町村	阿賀野市	市長
法第6条第2項第2号委員	公共交通事業者	新潟交通観光バス株式会社	京ヶ瀬営業所長
		公益社団法人新潟県バス協会	専務理事
		協同組合阿賀野地区配車センター	代表理事
		五頭タクシー株式会社	代表取締役
		(削る)	(削る)
		有限会社白鳥タクシー	運行管理者
		あがのタクシー株式会社	代表取締役
	道路管理者	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社	総務部企画室長
		国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所	計画課長
		新潟県 新発田地域振興局 阿賀野市	地域整備部長 建設課長
法第6条第2項第3号委員	公安委員会	新潟県 阿賀野警察署	交通課長
	地域公共交通の利用者代表	阿賀野市老人クラブ連合会	会長
		阿賀野市PTA連絡協議会	会長
	学識経験者	長岡工業高等専門学校	環境都市工学科教授
	その他必要と認める者	国土交通省 北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課長
		国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
		新潟県 新発田地域振興局	企画振興部長
		五泉市	企画政策課長
		阿賀町	まちづくり観光課長
		日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会	阿賀野支部長
		阿賀野市観光協会	会長
		水原商工会	会長
		安田商工会	会長
		笹神商工会	会長
京ヶ瀬商工会		会長	
阿賀野市	商工観光課長		
	市長政策・市民協働課長		
	高齢福祉課長		
	学校教育課長		

(旧)

別表（第6条関係）

区分		関係する所属・団体等	構成員
法第6条第2項 第1号委員	計画作成市町村	阿賀野市	市長
法第6条第2項 第2号委員	公共交通事業者	新潟交通観光バス株式会社	京ヶ瀬営業所長
		公益社団法人新潟県バス協会	専務理事
		協同組合水原地区配車センター	代表理事
		五頭タクシー株式会社	代表取締役
		水原タクシー株式会社	代表取締役
		有限会社白鳥タクシー	運行管理者
		安田タクシー株式会社	代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社	総務部企画室長	
	道路管理者	国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所	計画課長
		新潟県 新発田地域振興局	地域整備部長
		阿賀野市	建設課長
法第6条第2項 第3号委員	公安委員会	新潟県 阿賀野警察署	交通課長
	地域公共交通の 利用者代表	阿賀野市老人クラブ連合会	会長
		阿賀野市PTA連絡協議会	会長
	学識経験者	長岡工業高等専門学校	環境都市工学科教授
	その他必要と認 める者	国土交通省 北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課長
		国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
		新潟県 新発田地域振興局	企画振興部長
		五泉市	企画政策課長
		阿賀町	総務課長
		日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会	阿賀野支部長
		阿賀野市観光協会	会長
		水原商工会	会長
		安田商工会	会長
		笹神商工会	会長
		京ヶ瀬商工会	会長
阿賀野市		商工観光課長	
		市長政策・市民協働課長	
	高齢福祉課長		
	学校教育課長		